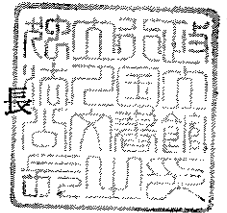


国公文第 35-1

平成 26 年 1 月 23 日

内閣官房  
内閣総務官 殿

独立行政法人国立公文書館長



歴史公文書等の移管について

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 8 条第 1 項に基づき、平成 25 年度末までに保存期間が満了し、平成 26 年 4 月に独立行政法人国立公文書館に移管することとなる行政文書ファイル等について、平成 26 年 4 月 14 日までに通知することを求めます。